

大和市公告第 5 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により、農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域計画の案については、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 月 26 日

大和市長 古谷田 力

1 縦覧場所及び意見書の提出場所

大和市環境施設農政部農政課（大和市役所本庁舎 4 階）

2 縦覧期間

令和 7 年 1 月 27 日（月）から同年 2 月 10 日（月）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

3 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。